

令和7年第8回金沢市農業委員会総会

議 事 錄

1 日 時 令和7年8月27日（水）午後3時～午後4時

2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室

3 議 件 「令和7年第8回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり

4 出 席 者 別紙のとおり
(農業委員18名、農地利用最適化推進委員9名、
事務局3名)

5 議 事 別紙のとおり

令和7年第8回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	中田 久志	○
2	井口 栄市	○
3	東 穂	×
4	東中 守	○
5	新田 涼子	○
6	山口 範子	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	福井 伸一	○
9	田辺 善郎	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	山川 叔枝	○

	委員氏名	出欠
15	奥村 明義	○
16	北本 久一	○
17	鮎岡 裕	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 18 名

欠席 1 名

計 19 名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	山下 一	○
2	高村 雅一	○
3	山岸 良一	○
14	堀越 一彦	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	中村 義昭	○
8	菊知 亮	○

	委員氏名	出欠
9	吉本 尚紀	○

出席 9 名

欠席 名

計 9 名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	大井川事務局長
2	山口事務局次長

	氏名・役職
3	畠山係長

	氏名・役職

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和7年第8回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくお願いします。</p>
会長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ18名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は9名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、福井委員と、田辺委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われますがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)

会長	ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 川端副会長、議長をお願いします。
川端副会長	円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、お手元の議案書をご覧ください。 最初に、令和7年第7回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。
事務局	令和7年第7回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。 農地法第3条許可申請3件については、7月28日付で許可書を交付しております。 農地法第4条許可申請1件については、7月28日付で知事あてに送付し、8月22日付で許可書が交付されております。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、7月28日付で金沢市長あて回答しており、8月下旬に認可予定です。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、議案審議に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 議案書は1ページから2ページです。 今回、安原地区、小坂地区、八田地区、八田及び才田地区、

	<p>二塚地区から各 1 件、合計 5 件の申請がありました。</p> <p>番号 1 は、上安原町の案件で、養蜂を目的として新規に就農を開始するため、使用貸借権を設定するものです。</p> <p>番号 2 は高柳町、番号 4 は八田町及び才田町の案件で、いずれも経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>なお番号 4 に関しては、所有者からあっせんの申出を受け、金沢市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づき、小林委員をあっせん委員として指名し、適正にあっせん活動を行った上で当該申請に至ったものです。売買が成立した際には、同基準に基づいてあっせん調書を作成し、後日総会で報告いたします。</p> <p>番号 3 は、八田町の案件で、露地野菜の栽培を目的として新規に就農を開始するため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の現況は田または畠であり、譲受人の耕作状況等についても問題ありません。</p> <p>以上、5 件で、面積は合計 5,604.49 m²です。いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
川端副会長	ご異議なしと認め、議案第 1 号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。 次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に

	<p>対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は3ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、鴻津地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、大河端町の案件で、所有権の移転を伴う資材置場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、北陸鉄道浅野川線大河端駅から300m以内であることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。なお、現地はすでに資材置場として使用されているため、所有者より始末書が提出されています。</p> <p>以上、1件で、面積は合計2,029m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
川端副会長	<p>だいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、北山委員から調査結果をご報告願います。</p>
北山委員	<p>8月20日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
川端副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>地区担当委員の北山委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。</p>
川端副会長	<p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当</p>

	であると決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページです。</p> <p>今回、富樫地区から1件の申請がありました。</p> <p>現地の状況につきましては、7月31日、事務局が現地調査を行い、申請地すべてにおいて、申請どおり耕作されていることを確認しております。</p> <p>また、地区担当委員の山口委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。</p> <p>以上、1件で、面積は合計467m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 非農地証明願について上程いたします。</p>

	す。事務局、これについて説明願います。
事務局	<p>議案第4号 非農地証明願について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページです。</p> <p>今回、金浦地区、花園地区からそれぞれ1件の申請がありました。</p> <p>番号1は若松町の案件で、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があつたものです。</p> <p>番号2は朝日牧町の案件で、旧農地調整法改正施行期日以前からすでに農地以外の土地であったと認められることから申請があつたものです。</p> <p>以上、2件で、面積は168m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は6ページから14ページです。</p>

	<p>本件は、金沢市から、農用地利用集積等促進計画案について、同法第19条第3項の規定により、本委員会に意見を求められているものです。</p> <p>川北地区及び大場地区から2件、小坂地区から2件、薬師谷地区から1件、合計5件の申し出がありました。</p> <p>契約期間が10年の新規設定の申し出について、賃借権の設定が2件、使用貸借による権利の設定が1件ありました。</p> <p>契約期間が2年9か月の新規設定の申し出について、賃借権の設定が1件、契約期間が4年7か月の再設定の申し出について、賃借権の設定が1件ありました。</p> <p>以上、5件で、面積は合計73,865m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、今回の議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号1及び番号2につきましては借受人が、五坊委員が代表理事である法人となっている案件でございます。</p> <p>このため五坊委員は、農業委員会法第31条第1項の規定により、この議事に参与することができませんので、ご退席をお願いします。</p> <p>(五坊委員 退席)</p> <p>この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号1及び番号2に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号のうち、番号1及び番号2に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>それではここで、五坊委員にご着席していただくこととします。</p> <p>(五坊委員 着席)</p> <p>次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号3から番号5に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号3から番号5に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号のうち、番号3から番号5に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第1号及び第2号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は15ページから20ページです。</p>

	届出件数は、第4条が4件で、面積は合計2,260m ² 、第5条が11件で、面積は合計5,343m ² です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は21ページから22ページです。 届出件数は3件、解約理由は契約内容見直しのため及び売却のために、面積は合計4,345m ² です。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は23ページから27ページです。 届出件数は12件で、面積は合計25,147m ² 、取得事由はいずれも相続で、番号8については、あっせんの希望がありましたので、地区担当委員の吉本委員があっせん可能な農地であるか、現況確認を行っています。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問ございませんか。
	(質問なし)

川端副会長	質問がないようですので、次に報告第5号 農地法制限除外の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	<p>報告第5号 農地法制限除外の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は、28ページです。</p> <p>届出件数は2件で、面積は合計190m²です。2アール未満の農地を自らの耕作のための農業用施設に転用する場合の例外規定に基づくもので、農作業用道路にする農地に関して届出があつたものです。</p>
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会長	<p>川端副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議案第6号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第6号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、金沢農業振興地域整備計画の変更に当たり、金沢市から本委員会に意見を求められているもので、議案書は、1ページから14ページです。</p>

2ページをご覧ください。今回の変更は、薬師谷地区外3地区において、748m²を農用地区域から除外し、浅川地区外4地区において、3,054.91m²を農用地区域へ編入することに伴うものです。

なお、用途区分の変更はありません。

3ページの土地の所在及び事業内容と併せて、4ページから7ページの案件別の図面をご覧願います。

4ページの番号1は、月浦町において分家住宅に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第3種農地と判断されますので、転用許可の見込みがあるものと考えます。

5ページの番号2は、宮保町において分家住宅に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第1種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから、転用許可の見込みがあるものと考えます。

6ページの番号3は、館町において分家住宅に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第2種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから、転用許可の見込みがあるものと考えます。

7ページの番号4は、金川町において学生寮に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第2種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから、転用許可の見込みがあるものと考えます。なお、現地はすでに学生寮として使用されているため、所有者より始末書が提出されています。

次に、8ページの土地の所在と併せて、9ページから14ページの案件別の図面をご覧ください。

9ページの番号1から14ページの番号5は、「中山間地域等直接支払交付金」の対象となる農地であり、交付要件の1つとして農用地区域に含まれる必要があり、田または畠として

	<p>農用地区域に編入するものです。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第6号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第6号は、金沢市長あて、異議がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号 地域計画に関する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第7号 地域計画に関する意見決定についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、15ページです。</p> <p>本件は、農業経営基盤強化促進法第19条に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の見直しに当たり、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、金沢市から本委員会に意見を求められているものです。</p> <p>この地域計画は、各地区の10年先の担い手に集積すべく、農地についての計画を定めたものであります。</p> <p>同法の規定に基づき、計画の変更について農業委員会で議案として審議、ご意見をいただいたのち、公告がなされ、地域計画の変更が決定されることとなります。</p> <p>今回、意見を求められている地域計画は、議案書に記載のとおり、五ヶ用水地区及び宮保地区における地域計画の変更</p>

	<p>です。</p> <p>五ヶ用水地区については、分家住宅に転用するための変更です。</p> <p>宮保地区については、先の議題で審議された金沢農業振興地域整備計画に関する変更です。</p> <p>以上、ご審議の程、よろしくお願いします。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第7号 地域計画に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第7号は、金沢市長あて、異議がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>以上で、農政部門の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。</p>
会長	<p>小林副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
会長	<p>それでは最後に、8月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。</p>
各委員	(各委員から報告)

会長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。 それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様には、本日はご苦労様でした。以上で、散会といたします。